

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年 7月 2日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号第1号 令和8年度東北森林管理局軽自動車購入（軽貨物車）

(2) 調達品の品名、品質規格、数量等

軽貨物車 8台、別紙1「仕様書」、別紙2「ネーム入れ仕様書」、別紙3「特記仕様書」のとおり

(3) 契約日

落札決定の翌日から起算して7日以内とする。

ただし、契約書の郵送等に日数が必要な場合は、この限りではない。

(4) 納入期限

令和9年2月26日

(5) 納入場所

別紙4「納入先一覧表」のとおり

(6) 本入札物件は、提出された機能証明書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用調達である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」、地域：「東北地域」、営業品目：「車両類」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 入札説明資料の交付を受けていること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札説明書等を入手する場所及び問合せ先、交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所、入手方法及び問合せ先

ア ダウンロードによる場合

電子調達システム又は東北森林管理局ホームページから入手すること。

イ 手交または郵送（希望者負担）を希望の場合及び問合せ先

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 企画調整課 企画調整係

電話：018-836-2274

メールアドレス：t_kikaku@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札の公告日から入札日までの期間とする。

ただし、手交による場合は開庁日とし、時間は8時30分から17時00分までとする。

5 履行証明書等提出書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、履行証明書（上記2（3）の資格を有することを証明する書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し）を添付）、仕様書に基づいて作成した提案に係る性能、機能等に関する機能証明書及び要求仕様に適合していることを証明する資料（カタログ等の写し）を下記により提出すること。

紙入札による場合は、上記に加え「紙入札参加承諾願」及び「入札説明書等の交付確認書」を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年7月31日（金）17時00分まで。

なお、当該証明書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和8年8月4日（火）17時00分までの間においてそれに応じなければならない。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でpdfファイル形式により提出すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記4（1）イのメールアドレス宛にpdfファイル形式により送信することとし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は上記4（1）イに提出すること。

なお、持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分（ただし、12時00分から13時00分を除く。）までとする。

(4) 上記（2）に規定する期限までに提出書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

6 入札の方法

- (1) 入札金額は、単価契約及び総価契約にかかわらず、総価を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (4) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 入札書の提出日時

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和8年8月5日（水）9時00分から令和8年8月6日（木）13時30分

イ 紙入札方式により参加する場合

令和8年8月6日（木）13時15分から13時30分

郵送による入札を認めることとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札の期限については、令和8年8月5日（水）17時00分までに必着とし、再入札には参加できない。郵送先は、上記4（1）イとし、入札書の日付は「令和8年8月6日」とする。

(2) 開札の場所及び日時

東北森林管理局 4階第1会議室

令和8年8月6日（木）13時30分

8 再入札

入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は、電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札の無効

入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

11 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した入札者の中で、「自動車の性能に関する審査要領」に基づき算出した評価値の最も高い入札者を落札者とする。

12 契約書作成の要否及び電子契約について

いずれの入札物件も契約書の作成は要とし、落札者が紙入札の場合を除き、電子による契約とする。ただし、落札者が紙による契約書を希望する場合はこの限りではない。

13 その他

(1) 使用言語及び通貨

入札書及び契約手続に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(3) 発注者側の電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(4) 本公告に記載されている時刻は全て 24 時制である。

(5) 本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書及び東北森林管理局競争契約入札心得による。

(6) 東北森林管理局物品売買契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得

本公告に係る東北森林管理局物品売買契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL:<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告の公告日とすることとしますので、ご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

仕 様 書

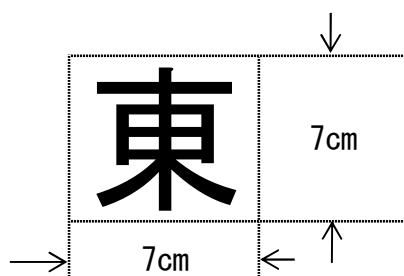
物件番号第 1 号 軽貨物車

数量	軽貨物車 8 台	
規格 ・ 形状 ・ 仕様	車体の形状	バン
	用途の区分	軽貨物（4ナンバー登録車）
	排気量	660cc以下
	最高出力	36kW以上（49PS以上）
	使用燃料	ガソリン（レギュラー）
	駆動方式	4WD（パートタイム4WD可）
	乗車定員	4人
	ドア数	4枚以上
	最低地上高	150mm以上
	最小回転半径	4.7m以下
	ミッション型式	AT又はCVT又はAMT（AGS） （普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること）
	ハンドル位置	右
	車体色	ホワイト系又はシルバー系
	その他仕様	寒冷地仕様 （寒冷地での使用を考慮した仕様を含む）
装備品 ・ 付属品等	・四輪ABS・SRSエアバッグ（運転席・助手席） ・エアコン・パワーステアリング・パワーウィンドウ（前席のみ必須） ・集中ドアロック（前席のみ必須）・ドアバイザー（1台分） ・スペアタイヤ（1本）（応急修繕キット可）・AM/FMラジオ ・フロアマット（1台分）・冬用ワイパー（1台分3本） ・スタッドレスタイヤ（ホイール付き、1台分4本） ・ネーム入れ（別紙2 ネーム入れ仕様書により後部両側に入れること）	
環境性能	政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8（2026）年2月）」に規定された「自動車」の小型貨物車（軽貨物車）の基準を満たすものとする。	
納入期限	令和9年2月26日	

ネーム入れ仕様書

- 1 記載方法
ネームは左横書きとする。
- 2 文字色
ネームの文字色は黒とする。
- 3 字体及びサイズ
ネームの字体はゴシック体とし、文字サイズは下図のとおりとする。
- 4 記載場所
ネームの記載場所は、車体後方の左右1箇所とする。

(下図)



特 記 仕 様 書

1 はじめに

本仕様が示す内容は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても製品として当然備える事項については完備しているものとする。
なお、車両及び付属品の品質については、新品に限る。

2 数量及び仕様（諸元）について

別紙 1 仕様書、別紙 2 ネーム入れ仕様書のとおり

3 仕様書に掲げる付属品の取扱いについて

(1) 冬用ワイパーについて

冬用ワイパーを装着し、標準装備のワイパーを車両に搭載の上納入すること。

(2) スタッドレスタイヤ（ホイール付き）について

スタッドレスタイヤ（ホイール付き）を装着し、標準装備のタイヤ（ホイール付き）については、バランス調整を済ませ車両に搭載の上納入すること。
スタッドレスタイヤは、当該車両の規格に適合し、かつ十分な強度を完備した製品とする。

また、ホイールについては、当該車両の規格に適合し、かつあらかじめ車両に装備されている純正ホイールナットが使用可能である製品とする。

(3) その他の付属品について

全て取付け又は搭載を済ませ、当該車両が直ちに使用可能な状態を確保した上で納入先官署に納めるものとする。

4 車両の登録手続について

(1) 使用者

各納入先官署名義とする。

受注者は、各納入先官署の担当職員と疎通の上、必要書類を納入先官署へ送付し、納入先官署が必要事項を記載した書類の返送を受けこの手続を行うものとする。

(2) 所有者

東北森林管理局名義とする。

受注者は、東北森林管理局の発注担当職員と疎通の上、必要書類を東北森林管理局へ送付し、東北森林管理局が必要事項を記載した書類の返送を受けこの手続を行うものとする。

(3) 使用の本拠地

各納入先官署の指示によるものとする。

(4) 自動車保管場所

各納入官署の指示によるものとする。

ただし、受注者は車庫証明に係る諸手続が必要と判断した場合は、各納入先官署の担当職員と疎通の上、必要書類を納入先官署へ送付し、納入先官署が必要事項を記載した書類の返送を受けこの手続を行うものとする。

(5) 登録手続に必要な書類の準備及び諸費用

全て受注者の負担とする。
ただし、自動車重量税、自賠責保険料（25 か月）、リサイクル料及び登録手続等に
必要な諸費用については、各納入先官署の検査に合格した後に物件の代金とは別
に、受注者の発行する請求書をもって支払うものとする。

5 納入期限・納入場所及び納入方法等

(1) 納入期限

契約締結後から契約条件及び仕様書に掲げる期限までとする。
ただし、契約締結の上は、この期限に限らず準備が整い次第速やかに各納入官署
へ納入すること。

(2) 納入方法及び納車費用

納入官署ごとに納入するものとする。
なお、納入に当たっては原則として、車両運搬車に積載し輸送及び納入するもの
とする。
また、納車費用については登録手続きに必要な諸費用と同様に、各納入先官署の
検査に合格した後に物件の代金とは別に、受注者の発行する請求書をもって支払う
ものとする。

(3) 納入時における注意事項

受注者は納入に当たって各納入先官署の担当職員と日時等を事前に打ち合わせ、
事務の支障にならないようにするとともに、納品書（納入先の宛先・商品名・数量
・納入日を記載）を納入日時までに郵送等により届け、必ず納入先官署の検査を受
けること。
納入は、原則として閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に行うものとし
る。

(4) 危険回避等の義務

当該車両の輸送又は納品に当たって、危険、盗難等の事故には万全の注意を払い、
危険回避のため必要な安全対策を講じること。
万一、作業中に事故等が発生した場合には、人命の安全を優先するとともに、二
次災害の防止に努め、速やかに納入場所の担当職員に報告すること。
また、作業中に発生した損傷等については、故意又は過失にかかわらず全て受注
者が補償するものとする。

(5) 取扱い説明等の義務

受注者は、車両納入に当たり検査を済ませた上は、納入車両の取扱い及び操作方
法等について納入官署の担当職員に説明を行うものとする。

(6) 新車無料点検の実施場所等について

受注者は車両納入した際は、各納入官署に最寄りの無料点検実施場所（整備工場）
について検査担当職員へ任意の書面により明示すること。
また、納入官署と無料点検実施場所（整備工場）間で疑義が生ずることのないよ
う配慮すること。

(7) 代金の請求及び支払について

代金の請求は書面をもって行うものとする。
なお、消費税及び地方消費税に相当する額に 1 円未満の端数が生じた場合には、
その端数は切り捨てるものとする。
また、代金の支払は全納入官署の検査担当職員による検査に合格しなければ応じ
ないものとする。

6 その他

(1) 詳細な事項及び本仕様にて定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合
せを行うこと。

(2) 本契約等で知りえた情報（公知の情報を除く）は守秘義務を厳守し、第三者に開
示、漏えい又は、他の目的に使用してはならない。

納入先一覧表

物件番号第 1 号：軽貨物車

森林管理署名	台数	住 所	電話番号
津軽森林管理署 金木支署	1	037-0201 青森県五所川原市金木町川倉七夕野84-66	(0173) 53-3115
下北森林管理署	1	035-0041 青森県むつ市金曲1丁目4-6	(0175) 22-1131
三八上北森林管理署	1	034-0082 青森県十和田市西二番町1-27	(0176) 23-3551
盛岡森林管理署	1	020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2-40	(019) 663-8001
秋田森林管理署	1	019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	(018) 882-2311
庄内森林管理署	1	997-0015 山形県鶴岡市末広町23-37	(0235) 22-3331
置賜森林管理署	2	999-1352 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45	(0238) 62-2246
計	8		